

## 三戸町生ごみ減量化チャレンジ事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、一般家庭から排出される生ごみの自家処理を推進することにより、町民のごみ減量に対する意識の高揚を図り、ごみ減量化及び再資源化の推進に資するため家庭用生ごみ処理機の購入に関する経費に対し、三戸町生ごみ減量化チャレンジ事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、三戸町補助金等の交付に関する規則（昭和52年規則第7号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生ごみ処理機 電動又は手動で生ごみを攪拌し、微生物等の働きによる分解、温風又は加熱による乾燥等の方法により当該生ごみを減容又は消滅させる機能を有する機器をいう。
- (2) 生ごみ堆肥化容器 電気を使用せず、発酵や分解などの方法により、生ごみの堆肥化を促進することを目的として作られた容器をいう。
- (3) 生ごみ減量容器 自然乾燥、絞り上げ等の方法により生ごみの減容又は消滅を目的として作られた容器をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けすることができる者（以下「補助対象者」という。）は次に掲げる要件を全て満たす個人とする。

- (1) 生ごみ処理機の購入の日に、現に町内に住所を有し、購入後も引き続き住所を有する見込みがあること。
- (2) 購入した生ごみ処理機を、家庭から排出される生ごみの減量及び堆肥化のために適切に使用し、かつ、管理できること。
- (3) 生ごみ処理機を、三戸町内の販売店及び代理店から新規に購入すること。
- (4) 生ごみ処理機の使用状況等について、町が実施するアンケート及び調査に協力できること。
- (5) 町税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

### (補助の条件)

第4条 補助対象となる生ごみ処理機器は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに支払が終了したものであり、1世帯につき1基とする。ただし、複数世帯であると認められる場合は、それぞれの世帯を補助の対象とすることができる。

2 補助金の交付を受けた生ごみ処理機、生ごみ堆肥化容器、生ごみ減量容器の購入の日から5年以上経過しているときは、新たな生ごみ処理機、生ごみ堆肥化容器、生ごみ減量容器を補助の対象とすることができる。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、生ごみ処理機及びその他生ごみの減量を目的とした物品を購入する経費とする。ただし、町内業者から購入した新品未使用のものに限る。

(補助金額)

第6条 補助金額は、購入金額の3分の2とし、限度額は40,000円とする。なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者（以下「交付申請者」という。）は、令和8年3月31日までに令和7年度三戸町生ごみ減量化チャレンジ事業費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ三戸町生ごみ減量化チャレンジ事業費補助金請求書（様式第2号）及び必要書類を添付して、町長に提出しなければならない。

2 前項の必要書類は、補助の対象となる物品を購入した際の次の各号の原本又は写しとする。

- (1) 支払証明書（領収書、レシート等）
  - (2) 保証書
  - (3) 生ごみ処理機を設置したことを証する写真
- (交付決定等)

第8条 町長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、補助金の交付を適当と認めるときは、予算の範囲内において交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第3号）により、交付申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金交付決定通知書兼確定通知書送付後、30日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第9条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金を返還させることができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付申請の対象とした生ごみ処理機器を、他の者に転売又は貸与したとき。
- (3) その他不相当と認めるとき。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年5月 1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。